

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 生みの親・育ての親

子どものことを誰より気遣うはずの母親・父親による子どもの虐待が繰り返し報道されています。ニュースにならない日はないと言ってもいいぐらいです。

身体的虐待に限らず、養育の放棄・怠慢、心理的虐待、性的虐待など子どものことを大切にしない親、子どもよりも自分の幸せを大切にする親がいるのはどうしたことでしょう。これでは「子どもは両親によって育てられることが最高の幸せ」とは言えなくなってしまいます。

初めて子を持った親に余裕がないのは事実です。親にとっても全てが初体験ですから戸惑いもあり、育児に自信がもてなくて当然でしょう。しかし、多くの親は何とかしてそれを乗り越えて子どもを育てて行きます。

子どもの日々の成長ほど興味深いものはありません。子供にとっては毎日が「未知との遭遇」ですが、それを見守る者にとっても子どもの成長は新しい発見の連続です。子どもが生きる力を与えてくれる時もあります。

離婚に直面して相談にこられた方が、それまでは無表情だったのに子どもの話になると身を乗り出し目がキラキラしてくるのです。



離婚するときに父母の双方が親権者になることを希望して子どもの引渡しを求めたり、子どもを奪いあつたりすることがあります。調停や裁判の結果によってなじんだ保護者・養育者との生活を中断されることは、子どもにとって嬉しい話ではありませんが、それは虐待とは別な次元の話です。

① 天まで届け

子どもは親とのめぐり合いを選ぶことはできません。ひとり親に育てられるときもあれば、両親以外の人に育てられることもあるでしょう。

ひとり親が仕事を見つけ、仕事を続けるのに祖父母やおじ・おば（ひとり親の親やきょうだい）などが近くにいて協力してくれれば、大いに助かります。

子どもも、両親以外の人たちとふれあうことによって世界が広がります。子どもの幸せを決定づけるのは両親に育てられるかどうかより、「この子を大事に育てよう」という気持ちと体力と経済力を持った人たちが、そばにいて見守ってくれるかどうかであると言えるようです。

ひとり親が祖父母やおじ・おばから住まいの提供や日用品・育児用品の応援を受けても、児童扶養手当や児童手当を受給していても、離婚したもう一方の親の養育義務に変わりはありません。子供を育てているひとり親がとりあえずは困っていないとしても、相手方の責任がなくなるわけではないのです。



子どもが横道にそれないように、まっすぐに歩いて行くようにと願わない親はいないはず。子どもが働き出して独り立ちをするか、少なくとも20歳を超えるまでは見守るのが親の役割です。子どもにうるさがられ煙たがられても、それは子育てを放棄する理由にはなりません。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

1970年代「適齢期」にはまだまだ意味がありました。「私、もう27よ」ということばを残して別れを告げたあの人や、「貴方は何にもできない人よ！」と横面をひっぱたいたあの方は今頃どうしているのでしょうか・・・ひょっとして彼女らは、「育んできた愛を大切にしよう」との思いから、それが決定的に壊れる前に姿を消したのかもしれませんが。(?) イヤ、単なる思いすごしです。